

堺堺企総第 3 0 7 号
平成 2 8 年 4 月 2 8 日

堺市堺区区民評議会 会長 様

堺市長 竹山 修身

諮問書

堺市区民評議会条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次の事項について貴評議会からご意見を賜りたく諮問いたします。

記

諮問事項

町家の保全・活用のあり方について

答申を希望する時期

平成 2 9 年 2 月 目途

(平成 2 8 年 1 0 月を目途に中間報告をお願いいたします。)

町家の保全・活用のあり方について

理由

平成27年度は、「歴史的・文化的資源を活用したまちづくりのあり方」について、「身近な歴史的・文化的資源を発掘・再認識することを通し、区民意識の向上を図り、活用・資源化に向けた取組を進めること」という基本方針のもと、様々な提案をいただきました。

また、検討の方向性として、「活用・資源化」の具体化に向けて、テーマを絞って引き続き検討を進め、特に喫緊の課題である町家・まちなみの保全・活用について、重点的に検討を進めることが必要であると、平成27年度答申をいただいたところ です。

市としても、「環濠都市堺の再生、100年の計」の一環として、環濠都市として 繁栄していた堺の歴史的・文化的魅力を、企業や市民とともに創造発信し、定住・ 交流人口の増加を通じて地域の活性化を図っており、堺区の資源の一つである町家 は、その魅力の一端を担っていると考えられます。

その一方、町家は、近年、老朽化が進み、取り壊されるという状況も見られるこ とから、現状を把握しつつ、早期に保全に向けた検討を進めていく必要があります。

また、町家を単に残すだけでなく、町家を利用するという視点も重要であると のご意見もいただきました。このように町家活用も視野に入れた今後の取組のあり 方、しくみのあり方を検討する必要もあります。

なお、町家の保全や活用に向けては、町家に対する住民意識のさらなる向上も必 要になってくると考えられます。

以上のことから、貴評議会において、町家の保全・活用のあり方をご審議いただ き、堺区の歴史的・文化的資源の活用に向けた取組について、答申をいただきたく、 ここに諮問するものであります。